議第37号

三島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する 条例案

三島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年三島市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「は、退職手当を支給する。ただし、」を「又は勤続期間6月未満で退職した場合で」に改め、「普通退職とは異なった割合で」を削り、同条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

同条第7項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「(昭和22年法律第49号)」の次に「第20条及び第21条」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、市長が定める手続を経て、 支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納させ、 又は納付させることができる。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第15条第3項の改正規定 (同項を第4項とする部分を除く。)及び同条第6項の改正規定(同項を第7項と する部分を除く。)は、公布の日から施行する。

平成24年2月21日提出

三島市長 豊 岡 武 士